

2012年9月28日

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (JPNIC)
理事長 後藤滋樹 殿

移管契約第13条検討委員会

委員長 桑子博行 

移管契約第13条検討委員会諮問事項答申

移管契約第13条検討委員会（以下、検討委員会）は、JPNIC 理事会が検討委員会のチャーター¹として定めた以下の諮問事項につき、答申いたします。

■諮問事項

1. JP ドメイン名登録管理業務移管契約第13条に JPRS の責任事項として規定されている内容について、客観的・具体的な評価をするための評価基準を検討し、提言する。
※諮問にあたって、理事会は委員会に対して評価基準の検討範囲を次のように提示する。
☆移管契約第13条1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10項に定められている内容
2. 移管契約第14条2項に規定されている財務報告についてはレジストリ組織の安定性・継続性の観点から定めているものであるが、当該企業に求める適切な財務報告について検討し、助言する。
3. 検討委員会の答申に基づき理事会が決定する評価基準を用いて JPRS の実績を評価して理事会に結果を報告する「有識者評価委員会」委員の人選基準を検討し、提言する。
また、具体的な委員候補者を推薦する。
※「有識者評価委員会」は理事会が別途審議の上で設置するもので、検討委員会が推薦する候補者数は有識者評価委員会の定員に比べて十分に多いもの（例えば3倍）とする。

■答申に至る検討経緯

2011年9月より11月までは、検討に当たったの論点整理を主に行った。同年12月より2012年2月までは、評価基準（案）および人選基準（案）について検討を行った。同年2月より5月までは、評価基準（案）および人選基準（案）についての意見募集実施について検討を実施した。その後、JPNIC は、2012年5月23日より6月18日まで、評価基準（案）および人選基準（案）について意見募集を実施した。8月に開催された第7回検討委員会にて検討を行った上で、JPNIC は9月13日に寄せられた主な意見およびそれに対する回答を公開した。以下、委員の一覧および検討委員会開催実績を記載する。

¹ <http://www.nic.ad.jp/ja/profile/com/2011.html#id000202>

委員一覧

委員長	桑子 博行	一般社団法人テレコムサービス協会
外部委員	藏本 隆	公認会計士
	手塚 悟	東京工科大学教授
	森 亮二	弁護士
内部委員	歌代 和正	JPNIC 理事
	山田 茂樹	JPNIC 理事

検討委員会開催実績

第1回	2011年 9月30日 (金)	運営骨子案の了承、JPドメイン名の公共性担保および移管に関する説明・議論
第2回	2011年 11月9日 (水)	修正運営骨子案の承認、検討委員会での検討に当たっての論点整理
第3回	2011年 12月6日 (水)	評価基準の枠組み・人選基準の考え方・意見募集の実施についての説明・質疑応答
第4回	2011年 12月27日 (火)	意見募集案についての説明・質疑応答
第5回	2012年 2月21日 (火)	意見募集案についての説明・質疑応答
第6回	2012年 5月8日 (火)	意見募集案についての説明・質疑応答・討議
第7回	2012年 8月6日 (月)	意見募集に関する回答方針、有識者評価委員候補者案についての説明・質疑応答・討議
第8回	2012年 9月5日 (水)	答申案についての説明・質疑応答・討議、財務報告についての検討
第9回	2012年 9月24日 (月)	答申案についての説明・質疑応答・討議、財務報告についての検討

■答申

意見募集で寄せられたご意見およびそれに対する回答を反映させた、評価基準、人選基準に加え、JPRS に求める適切な財務報告に対する助言および有識者評価委員会候補者を以って答申とする。

- 【諮問事項1に対する答申】移管契約第13条の各項目に関する評価基準：別紙1
- 【諮問事項2に対する答申】JPRSからの財務報告に対する助言：別紙2
- 【諮問事項3に対する答申】有識者評価委員会委員に関する人選基準：別紙3
- 【諮問事項3に対する答申】有識者評価委員会候補者リスト：別紙4（非公開）

以上

移管契約第 13 条の各項目に関する評価基準

2012. 09. 28

移管契約第 13 条検討委員会

■はじめに

この文書は、JPNIC が JPRS へ移管した JP ドメイン名登録管理業務が適切に実施されているかどうかを判定するための、「移管契約第 13 条の各項目に関する評価基準」を示したものである。

なお、本文書における評価項目と評価基準に関しては、今後必要に応じて見直しを行うこととする。

■第 13 条 1 項

評価項目と評価基準

項目 1-1 : レジストリデータベースの停止時間が所定の範囲内であること
(ただし計画停止および以下の事由による場合を含めない)

基準 1-1 : 運用実績において所定の停止時間 (8 時間/月) を越えていないこと
(ただし、以下の事由による場合は除く)

【事由】 A) 洪水、地震、落雷等の自然災害、 B) 暴動、戦争等、 C) ストライキ、ロックアウト等の労働争議、 D) 火災、 E) 公共の 交通・通信手段の途絶、 F) その他、 JPRS に帰責事由がなくかつ事 前に予測することも困難である事由
--

項目 1-2 : JP DNS の停止時間が所定の範囲内であること
(ただし計画停止および項目 1-1 に示す事由による場合を含めない)

基準 1-2 : 運用実績において所定の停止時間 (8 時間/年) を越えていないこと
(ただし、項目 1-1 に示す事由による場合は除く)

項目 1-3 : Whois の停止時間が所定の範囲内であること
(ただし計画停止および項目 1-1 に示す事由による場合を含めない)

基準 1-3 : 運用実績において所定の停止時間 (8 時間/月) を越えていないこと
(ただし、項目 1-1 に示す事由による場合は除く)

項目 1-4 : DNS に関して「JPRS が知り得た情報で重要と判断したもの (別途定義する)」
を情報発信すること

基準 1-4 : 「JPRS が知り得た情報で重要と判断したもの」の定義に基づき発信している
こと

項目 1-5 : ICANN 会議 (ドメイン名ポリシーの策定等の議論) へ参加すること

基準 1-5 : ICANN 会議 (ccNSO 会合) へ毎回参加していること

■ 第13条2項

評価項目と評価基準

- 項目 2-1 : JPRS は、JPRS の内部に「JP ドメイン名諮問委員会」を設置すること
基準 2-1 : JPRS の公式文書に「JP ドメイン名諮問委員会」設置が明記されていること
- 項目 2-2 : JPRS は、「JP ドメイン名諮問委員会」を開催すること
基準 2-2 : JPRS の公開資料で「JP ドメイン名諮問委員会」の開催実績が確認できること

■ 第13条4項

評価項目と評価基準

- 項目 4-1 : JPRS は、JPNIC の制定する紛争処理方針を採用すること
基準 4-1 : JPNIC の紛争処理方針を採用することを、JP ドメイン名の登録等に関する JPRS の規則に定めていること
- 項目 4-2 : JPRS は、JPNIC の制定する紛争処理方針の紛争処理手順を実施すること
基準 4-2 : 紛争処理機関による全ての裁定について、JP ドメイン名紛争処理方針第3条に従った移転・取消等の紛争処理を行った実績が確認できること

■ 第13条5項

評価項目と評価基準

- 項目 5-1 : JPRS が JP ドメインそれ自体に関する財産権を主張しないこと
基準 5-1 : JP ドメインそれ自体に関する財産権を主張した事実が確認されないこと
- － JPRS が財産権を主張していないとする JPRS の表明があること
 - － JPRS が財産権を主張しているとする証拠を持たないとする JPNIC の表明があること

■ 第13条6項

評価項目と評価基準

- 項目 6 : ccTLD スポンサー契約に記述されたポリシーを遵守すること
基準 6 : ccTLD スポンサー契約に記述されたポリシー内容を遵守している証拠を確認できること（詳細は別紙を参照）

■ 第13条7項

評価項目と評価基準

- 項目 7-1 : 地位譲渡の事実がないこと

- 基準 7-1 : 地位譲渡事実の存在が確認できないこと
- JPRS が地位を譲渡していないとする JPRS の表明があること
 - JPRS が地位を譲渡しているとする証拠を持たないとする JPNIC の表明があること

■ 第 13 条 8 項

評価項目と評価基準

- 項目 8-1 : ICANN へ通知していない技術的運用業務の委託が存在しないこと
- 基準 8-1 : ICANN へ通知していない技術的運用業務の委託の存在が確認されないこと
- JPRS が該当の委託をしていないとする JPRS の表明があること
 - JPRS が該当の委託をしているとする証拠を持たないとする JPNIC の表明があること

■ 第 13 条 9 項

評価項目と評価基準

- 項目 9-1 : 契約上、財産権について当該の記述を明記していない委託業務が存在しないこと
- 基準 9-1 : 契約上、財産権について当該の記述を明記していない委託業務の存在が確認されないこと
- JPRS が該当の委託をしていないとする JPRS の表明があること
 - JPRS が該当の委託をしているとする証拠を持たないとする JPNIC の表明があること

■ 第 13 条 10 項

評価項目と評価基準

- 項目 10-1 : エスクローエージェントと契約が締結されること
- 基準 10-1 : JPNIC と政府が承認したエスクローエージェントとの契約締結が確認できること
- 項目 10-2 : 預託が実施されること
- 基準 10-2 : 契約に基づいて預託が行われている実績が確認できること

以上

ccTLD スポンサー契約に記述されたポリシー

移管契約書第 13 条 6 項で記述されたポリシーとは、ICANN と JPRS との間で締結された、2002 年 4 月 1 日発効の「ccTLD スポンサー契約書（以下、契約書）」の「5. 仕様とポリシーの制定」によって制定されたポリシーのことある。

契約期間の開始時には契約書付録 G に示されたポリシーが適用されることとなっていたが、2012 年 8 月に至るまでポリシーの改定はおこなわれていないため、付録 G に示されたポリシーが評価の対象となる。

評価項目とすべきポリシーは以下のとおりであり、各項目について遵守している証跡を確認できるかどうかをもって評価基準とする。

- G1 ネームサーバが IP によって接続されていること
 - スポンサー組織の責任者・スタッフ・連絡担当者すべてに対して、電子メールで接続ができること
 - 事務連絡担当者と技術連絡担当者を置いていること
- G2 満足のいく業務を提供すること（→ICANN から不満の提示がないとする JPRS の表明があること）
 - 当該ドメインの現状をいつでも IANA に報告する用意があること
 - ICANN の要請に適時に対応すること
 - すべての TLD ゾーンに対する IANA からのアクセスを許可できる状態を継続的に保つこと
 - インターネットを介して IP 接続されているプライマリおよびセカンダリネームサーバを設置していること
- G3 ICANN が求める RFC へ準拠していること
- G4 タグ付きドメイン名を ICANN の許可なく使用していないこと（→許可なく使用していないとする JPRS の表明があること）

なお、今後の評価にあたっては、JPNIC 理事会がポリシーの改定が行われているかを確認して、必要に応じて評価項目と評価基準の見直しを行うこととする。

以上

別紙 2

JPRS からの財務報告に対する助言

2012. 09. 28

移管契約第 13 条検討委員会

移管契約第 14 条 2 項に規定されている財務報告について、レジストリ組織の安定性・継続性の観点から、以下の助言をさせていただきます。

助言

移管契約 14 条 2 項において、「財務及び経理等に関し、別途甲乙協議の上決定された事項」と規定されている財務報告の内容として、次の通り助言します。

- JPNIC は JPRS の財務及び経理等に関し、会社法で作成を義務付けられている計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)に加え補足的情報を入手しており、それらはレジストリ組織の安定性・継続性の判断に資する財務報告として適切な内容である。

- 今後、現時点で入手している情報がレジストリ組織の安定性・継続性の判断に資する財務報告として不足していると JPNIC が判断した場合は、JPNIC と JPRS で協議の上で追加的に情報提供を求めるなど適切に対応することが必要である。

<参考>

第 14 条 2 項

乙は、財務及び経理等に関し、別途甲乙協議の上決定された事項について、甲に対して、少なくとも年 1 回報告を行う。甲は、速やかに政府当局に対してそれを報告する。

第 18 条

本件契約に定めなき事項又は本件契約の解釈につき疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

以上

■はじめに

この文書は、JPNIC が JPRS へ移管した JP ドメイン名登録管理業務が適切に実施されているかどうかを判定するために設置される、有識者評価委員会の委員候補の人選基準を示したものである。

■人選にあたっての基本的考え方

理事会が承認した評価基準に基づく実績評価を行うという目的に適う、人格・識見に優れた 5 名程度の方々に委員を委嘱する。

■人選基準

次の 3 つの事項を考慮して定員の 2 ～ 3 倍の委員候補者を選出し推薦する。

1. 候補者に求められる資質

候補者は以下のいずれかの資質を有するものとする。

- (1) ICANN の活動と動向に理解があること
- (2) ドメイン名の特性（技術的側面）に知見があること
- (3) ドメイン名の特性（社会的側面）に知見があること
- (4) 国際的契約を含めた法律的な知見があること

2. 候補者を選任する領域

候補者は以下の領域から、資質と領域を組み合わせたバランスを考慮して検討し、選任するものとする。

- (A) 学界（大学・研究機関）
- (B) 法曹界（弁護士）または会計専門家集団（公認会計士）
- (C) 産業界（企業・団体）
- (D) 利用者（企業・公的機関¹・消費者）

¹利用者を代表する公益法人などの団体を想定しています。

3. その他

候補者の選出にあたっては以下の者は除くこととする。

- (ア) JPNIC の役員・職員
- (イ) JPRS の役員・従業員
- (ウ) JPRS の株主である者（組織として株主である場合は当該組織の責任者）
- (エ) JPRS と協調または競合する事業を行う組織（JPRS の指定事業者を含む）の役員・従業員
- (オ) その他、JPNIC および JPRS と上記（ア）～（エ）と同等の利害関係を持つ者
- (カ) 政府・地方自治体の職員

以上